特集《著作権》

著作権委員会 第2部会 活動報告 「地域振興キャラクターマニュアル」

平成27年度及び同28年度著作権委員会第2部会部会長 下田 憲雅

要約

著作権委員会の第2部会は、外部及び会員に対する情報発信に関する調査・研究を行い、その成果を発表しております。本稿では一昨年より継続している「地域振興キャラクターマニュアル」についてご紹介致します。

目次

- 1. はじめに
- 2. 「地域振興キャラクターマニュアル」の作成・公開
- 3. 終わりに

1. はじめに

現在,著作権委員会は例年4つの部会に分かれて活動しています。そのうち第2部会は,外部及び会員に対する情報発信に関する調査・研究を行い,その成果を会員及び外部に向けて発表しております。ここでは,一昨年より検討を継続し,外部及び会員に公開を目前に控える「地域振興キャラクターマニュアル」についてご紹介致します。

2. 「地域振興キャラクターマニュアル」の作成・ 公開

(1) 作成の経緯

昨今,日本では、地方の過疎化や少子化に伴う人口の減少という社会が抱える問題が顕著となり、地域の活性化は不可欠となっています。そのようなな中、依然として盛り上がりを見せているのが地域振興キャラクターを利用した町おこしであり、テレビや雑誌等メディアを通じて地域振興キャラクターの活躍を目にしない日はありません。しかし、地域振興キャラクターが注目される一方で、地域振興キャラクターに関わる法的問題も増加しており、弁理士に対する地域振興キャラクターの著作権や商標権等に関する様々な相談も増えています。

地域振興キャラクターに係る弁理士への相談内容 は、主に、地域振興キャラクターを取り扱う際に関わる著作権を中心とする諸権利上の問題等に関する相 談,地域振興キャラクターのトラブル(著作権の侵害や違法行為)に関する相談となっています。また、相談を受けるタイミングも地域振興キャラクターの創作から活用までに及んでいます。しかしながら、多くの弁理士は、著作権に関わる実務の経験が多くなく、また、相談を受けても解決策の指標・参考となるような資料が少ないというのが現状です。

かかる現状を受け、著作権委員会では、まず第4部会が平成24年度から自治体へのアンケート実施等を行い、地域振興キャラクターに関する権利上の諸問題についての調査・研究に取り組みました。その成果は、「ご当地キャラクターの活用とその課題」として公表されました(「パテント」2014年 Vol.67, No.9 P47~54)。また、続く平成25年度には日本知財学会年次学術研究発表会において「地域振興キャラクターの活用とその課題」と題して一般発表を行いました。

(2) 地域振興キャラクターマニュアル作成の意義

ところで、平成12年の弁理士法改正により弁理士の業務に著作物に関する権利が追加されて既に十数年経過しております。しかしながら、弁理士が著作権関係業務の一部を取扱えるという点については、まだ一般にその認識が十分浸透しているとは言い難いように思われます。そこで著作権委員会としては、著作権に関する事案を調査・研究するだけではなく、これら調査・研究結果を一般に公表することにより、弁理士が著作権に関する業務を取り扱っていることを一般の方に認識してもらう活動が重要であると考えており、この活動が我々第2部会の主たる活動意義だと認識しています。

著作権委員会では,これまでも例えば上記の通り過

去にも地域振興キャラクターの著作権法上の問題に関する研究成果を会員以外の外部へ発表を行ってきました。しかしながら、このような学会発表によっても、 弁理士が著作権に関する業務を取り扱っていることを 地域振興キャラクターに関わる一般の方に認知しても らう活動としてはまだ不十分でした。

そこで、会員及び外部の方々に対し、これまで積み 重ねてきた地域振興キャラクターに関する調査・研究 の結果をより理解しやすくまとめた「地域振興キャラ クターマニュアル」を作成し、公開することとしまし た。このマニュアルを会員の弁理士が自由に閲覧、謄 写し、上手く活用することにより、普段著作権に関す る業務に接する機会の少ない弁理士であっても、地域 振興キャラクターを創作するデザイナー, 地域振興 キャラクターを制作・管理・活用したい自治体の担当 者や地域振興キャラクターを活用したい企業や商店街 などの団体や市民の方々からの地域振興キャラクター に関する相談を受けることができるようになると考え ました。また、適正なアドバイスができる弁理士が増 えることで、このような活動を通じて、弁理士が著作 物に関する権利の専門家であるという一般の認識もま た広まると考えました。またこのマニュアルを例えば 地域振興キャラクターを活用する上記自治体や商店街 などの団体や、地域振興キャラクターを創作するデザ イナーを養成する学校等へ頒布することにより、弁理 士が著作権に関する業務を行っていること、地域振興 キャラクターに関する法的問題に適切に対応できる能 力があることを広く認識してもらうきっかけになると 考えました。

そこで、平成26年度、地域振興キャラクターに関する協議、検討を第4部会から受け継いだ第2部会は、地域振興キャラクターの関係者の視点から地域振興キャラクターに関わる権利上の諸問題及び過去のトラブル事例を検討し、上記解決策の指標となるような資料、会員のみ成らず外部の一般の方々にも有用な地域振興キャラクターに関するマニュアルを作成することにしました。

(4) 地域振興キャラクターに関わる権利上の諸問 題の調査・研究

地域振興キャラクターの制作から管理・利用, また, 特に地域振興キャラクターの着ぐるみの制作及び管理・利用において生じうる著作権など法律上の諸問題

を検討し、以下の事項をピックアップました。

- ① 地域振興キャラクターの制作時
 - 著作権の帰属
 - 地域振興キャラクターの著作権の一部譲渡に 関する問題
 - 地域振興キャラクターの翻案に関する条項の 有無(著作権法第27条,第28条)
 - ・著作者人格権 - 同一性保持権に関する問題
 - ・他人の著作物及び商標等との抵触問題
- ② 地域振興キャラクターの利用・管理(主に、イラスト等)
 - ・地域振興キャラクターのライセンス料の問題
 - ・地域振興キャラクターの不正利用
 - ・地域振興キャラクターの運用を委託する業者の 契約違反行為
 - ・地域振興キャラクターの利用者の監修不足に関 する問題
 - ・地域振興キャラクターに対する侵害行為
- ③ 着ぐるみの制作・利用・管理
 - ・着ぐるみの運用を委託する業者の違反行為
 - ・着ぐるみの不正行為・違反行為へのペナルティ に関する問題
 - ・着ぐるみの運用委託業者への監修不足に関する 問題
 - ・着ぐるみに対する侵害行為

(5) 地域振興キャラクターに関わるトラブルの調査・検討

また、これまでに発生した地域振興キャラクターに 関するトラブル事例について調査し、トラブルとなっ た原因、その解決策及び回避方法を検討しました。

- ① 「ひこにゃん事件」 著作者の同一性保持権に関する問題
- ② 「せんとくんまんとくん事件」 キャラクター選 考方法に関する問題
- ③ 「まんべくん騒動」 SNS の委託管理業者との トラブル問題
- ④ 「とっとちゃん不適切発言事件」 着ぐるみ運用 業者への監修に関する問題

(6) 「地域振興キャラクターマニュアル | 概要

① 基本構成

上記地域振興キャラクターに関わる権利上の諸問題 及びトラブル事例の調査・検討を踏まえ、第2部会と しては、地域振興キャラクターに関わる全ての人を対 象に、「地域振興キャラクターマニュアル」諸問題及び トラブルを解決・回避するための方策を示すことを目 的とすることと致しました。また、同マニュアルの読 者層として、地域振興キャラクターを創作するデザイナー、地域振興キャラクターを制作・管理・活用した い自治体の担当者や地域振興キャラクターを活用した い企業や商店街などの団体や市民の方々を対象とする ことにしました。もちろん、本マニュアルはこういっ た方々から相談を受ける弁理士も対象としておりま す。

公開したマニュアルが広く利用者により活用してもらうためには、その内容が分かりやすいものである必要があります。特に、このマニュアルはユーザーとして会員のみならず、著作権を含む法的権利や法的問題については素人であると思われるデザイナー、自治体担当者、企業や商店街の方々を想定しているところ、このような方々に広く理解して頂くためには、マニュアルの中に具体的なキャラクターを登場させ、そのキャラクターを仮想の地域振興キャラクターとして制作、利用する際に生じる著作権法上の問題を解決していく、という物語風に話を進める、という手法が効果的であると考えました。

そこで、まず地域振興キャラクターの誕生から活用まで、いくつかのパターンを包括するフローチャート(図1)を作成しました。

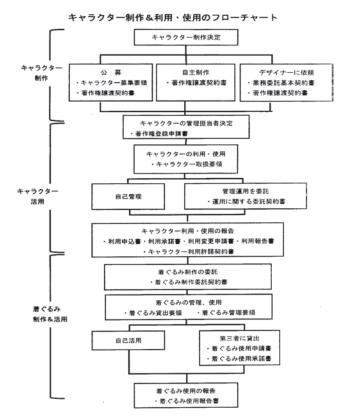


図1 フローチャート

次に、仮想の自治体(温暖な気候を生かしたみかん の栽培が盛んな町「七色市」が、特産物である「にじ いろみかん」を売り出し、地域を活性化するために地 域振興キャラクター創作したいという設定)を設定 し、第2部会のメンバーがデザイナー、自治体の担当 者. 商店街の担当者など関係者としてオリジナルの地 域振興キャラクター(「にじろう」)を制作し、実際に、 地域振興キャラクターを制作・運用等していく過程を 疑似体験することを通じて、地域振興キャラクターに 関わる権利上の問題を洗い出しました(図2「仮想の 自治体と仮想の地域振興キャラクター」)。また、上記 フローチャートのうち、当事者が異なる、地域振興 キャラクターの「創作」(創作者と管理者との関係). 「活用(管理・利用」(管理者と利用者の関係)の2段 階に分け、さらに、活用の中でも制作や管理に格別の 配慮を必要とする「着ぐるみ」に関する規定を別途設 けて説明しております。

また、当該問題を解決する、また未然に防ぐ(回避する)ために必要な契約書(著作権譲渡契約書、使用許諾契約書等)や要領(募集要領、取扱要領、管理要領)、各種届出書のひな形を作成し、当該ひな形につき必要に応じて契約書や要領の一部の項目について複数のバリエーションを設け、コメントを付することにし

ました。



図2 仮想の自治体と仮想の地域振興キャラクター

② 目次

現時点における地域振興キャラクターマニュアルの目次は以下の通りです。(平成28年9月1日現在公開時には変更される可能性があります。)

1. ストーリー紹介	4
2. プロローグ	
第 I 章 地域振興キャラクターの制作	
1. キャラクターの制作	
1 - ① キャラクターの制作の検討	7
1-② キャラクターデザインの募集	8
(1) キャラクターデザイン募集要領	10
(2) キャラクター業務委託基本契約書	12
2. キャラクターの完成	
2 - ① キャラクターの決定	15
2-② キャラクターの譲渡等	17
(1) 著作権譲渡契約書	20
(2) 第三者対抗要件のための著作権の譲渡の	登録 23
第Ⅱ章 地域振興キャラクターの活用	
1. キャラクターの管理	25

(5) キャラクター使用変更申請書	34
(6) キャラクター使用報告書	35
(7) キャラクター使用許諾契約書	36
3. キャラクターの SNS の管理	39
(1) キャラクターの運用に関する業務委託契約	約書40
第Ⅲ章 着ぐるみの制作・活用	
1. 着ぐるみの制作	44
(1) 着ぐるみ制作委託契約書	46
2. 着ぐるみの管理	49
(1) 着ぐるみ貸出要領	50
(2) 着ぐるみ使用に関する管理要領	53
3. 着ぐるみの貸出	55
(1) 着ぐるみ使用申請書	57
(2) 着ぐるみ使用承諾書	58
(3) 着ぐるみ使用不承諾書	59
(4) 着ぐるみ使用報告書	60
付録:地域振興キャラクターの活用の流れ	61

各項目は、市長、担当者 (ミライちゃん)、町内会長 さんらの掛け合いから始まります。次に、弁理士から の注意点やアドバイスがあります。そして、最後に契 約書や要領等のサンプルが続く、という形式になって います。また、契約書や要領等のサンプル中のいくつ かの条項には、注意事項や他のバリエーションなどが コメントとして付されております。

例えば、「2. キャラクターの完成」、「2-② キャラクターの譲渡等」、「(1) 著作権譲渡契約書」の項目は次のようになります。

〔市長と担当者の掛け合い〕

ミライちゃん:ところで、市長、キャラクターのデザインの著作権を七 色市に譲渡していただく手続も進めたいのですが、いかがいたし ましょう。

市長:そうだね。デザイン画の著作権者が誰なのかは、きちんと書面で 明確するべきだね。早速、キャラクターのデザインの著作権の譲 渡手続に必要な書類と注意すべき点を弁理士さんに確認してく れないか。

[弁理士からの注意点やアドバイス]

著作権譲渡契約書の注意点

- ① 翻案権等も譲り受ける
- ② 翻案権等を譲り受けることができない場合には、翻案権等の不行使 条項を入れる
- ③ 同一性保持権*の不行使条項を入れる
- ④ 著作権の譲渡の事実を登録しておく(文化庁)

第三者対抗要件のための著作権の譲渡の登録→p. 23

著作者が個人の場合でも、法人(職務著作)の場合でも、著作権を譲渡 してもらう場合、著作権譲渡契約書を交わすようにしましょう。

特に、公募の場合は、募集要項に記載するだけで済ませてしまうのではなく、採用後に著作者本人と「著作権譲渡契約書」を交わすようにしましょう。

著作権譲渡契約書→p. 20

[サンプル契約書]

[サンプル契約書]

著作権譲渡契約書

七色市キャラクターに関する著作物(以下「本件著作物」という)に係る著作権の譲渡について、譲渡人:○○○○(以下「甲」という)と、譲受人:七色市(以下「乙」という)は、以下のとおり合意したので本契約を締結する。

第1条(対象)

- 「本件著作物」とは、次に掲げるものをいう。
- 別紙に示すキャラクターの図柄に係る著作物
- 二 前号に掲げる著作物を翻案することにより創作される著作物

第2条 (著作権の譲渡)

平成〇〇年〇〇月〇〇日、甲は、乙に対し、本件著作物のすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を譲渡する。

コメント

「すべての著作権を譲渡」と規定するだけでは不十分です。「碁 楽権」や「原著作者の利用に関する原著作者の権利」を譲渡す るためには、このカッコ書きのように、明示しなければなりま

(以下略)

(6) 「地域振興キャラクターマニュアル」の公開 方法

完成した「地域振興キャラクターマニュアル」は、 会員に対しては、日本弁理士会のホームページ上で公 開し、会員が自由に閲覧、謄写できるようにすること を考えています。

また、外部に対しては、地域振興キャラクターを創作する可能性のあるデザイナーを養成する大学や専門学校、地域振興キャラクターを制作・管理し、活用してもらいたい自治体のうち、市町村レベルの地方自治体、及び地域振興キャラクターを活用したい地方の商店街連合会にそれぞれ郵送配布し、また日本弁理士会

のホームページから自由に閲覧, 謄写できるようにすることを考えています。

(7) 「地域振興キャラクターマニュアル」の現状

平成26年度において、上記地域振興キャラクターに関わる権利上の諸問題の調査・研究及び地域振興キャラクターに関わるトラブルの調査・検討を行い、調査・検討結果を踏まえ「地域振興キャラクター」のコンセプトや目次、掲載する契約書や要領などの書式の種類といった概要の決定まで行いました。

その後引き続き、平成27年度は各シナリオ、契約書や要項などの原稿を検討作成し、一応の「地域振興キャラクターマニュアル(案)」の完成までこぎ着けました。また、並行して公表方法及び配布先についても検討致しました。

現在は、第2部会以外の方々に「地域振興キャラクター(案)」の検討等していただいており、検討等の結果に基づく修正等を行いました後、遅くとも今年度末までに公開、頒布を目指して大詰めの作業を進めております。

(8) 「地域振興キャラクター」に関する研修

なお、平成28年5月20日に行われた「平成28年度研修第1回フェスティバル(東京)」、及び同7月12日に行われた「平成28年度研修第2回フェスティバル(名古屋)」において、「地域振興キャラクターの創作から活用まで一手続きの流れと著作権上の留意点一」と題する研修を行いました。多くの方々にご参加頂き、また、研修終了後にはメールによるご質問もいただき、会員の著作権、地域振興キャラクターに対する関心を知ることができましたので、一日でも早い「地域振興キャラクターマニュアル」の公開の決意を新たにしました。

3. 終わりに

ご紹介致しました「地域振興キャラクターマニュアル」は現在,公開までの最後の大詰め作業を進めております。

完成した暁には、会員を含め地域振興キャラクターに関わる方に地域振興キャラクターの取り扱い、紛争回避の指針として広く利用されることを願っております。 以上

(原稿受領 2016. 6. 20)